

奈良県告示第六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十一年七月奈良県告示第百四十八号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

区域	天理市福住町（〇〇一）土石流警戒	天理市菅原町（〇〇一）土石流警戒	天理市竹之内町（〇〇四）土石流警	戒区域	区域の名称	区 域	縦 覧 場 所
天理市福住町（〇〇一）土石流警戒	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所防災安	奈良市竹之内町（〇〇一）土石流警	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所防災安
区域	天理市福住町（〇〇一）土石流警戒	天理市菅原町（〇〇一）土石流警戒	天理市竹之内町（〇〇四）土石流警	戒区域	区域の名称	区 域	縦 覧 場 所

全課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県国土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。